

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2021年9月29日
【会社名】	株式会社アイキューブドシステムズ
【英訳名】	i3 Systems, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 佐々木 勉
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神四丁目1番37号
【電話番号】	092-552-4358（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 CFO 里見 亮陸
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神四丁目1番37号
【電話番号】	092-552-4358（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 CFO 里見 亮陸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年9月29日開催の当社第20期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額52,382,290円

ロ 効力発生日

2021年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

定款第1章総則第2条に定める目的並びに第7章計算第44条に定める剰余金の配当等の決定機関の変更を行う。現行定款と変更案は次のとおりである。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～5 [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>6. 前各号に関連する経営コンサルティング業</p> <p>7. 前各号に関連する市場調査、宣伝、広告業</p> <p>8. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は毎年6月30日とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第46条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～5 [現行どおり]</p> <p><u>6. 有価証券の取得及び保有並びに投資事業組合財産の運用及び管理</u></p> <p>7. 前各号に関連する経営コンサルティング業</p> <p>8. 前各号に関連する市場調査、宣伝、広告業</p> <p>9. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>2 当社は、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、当社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>[削除]</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役、佐々木勉、大淵一正、有森正和、市川仁、林正寿、小玉博和、蓑宮武夫、内田裕子、里見亮陞、唐池恒二の10名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役に、幸田好和の1名を選任する。なお、新たに選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期の満了する時までとする。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬総額改定の件

取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役1億円以内）、監査役の報酬額を年額3,000万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 剰余金の配当の件	36,544	40	0	(注)1	可決	92.95
第2号議案 定款一部変更の件	36,301	283	0	(注)2	可決	92.34
第3号議案 取締役10名選任の件						
佐々木 勉	36,300	284	0	(注)3	可決	92.33
大淵 一正	36,546	38	0	(注)3	可決	92.96
有森 正和	36,545	39	0	(注)3	可決	92.96
市川 仁	36,546	38	0	(注)3	可決	92.96
林 正寿	36,545	39	0	(注)3	可決	92.96
小玉 博和	36,545	39	0	(注)3	可決	92.96
蓑宮 武夫	36,541	43	0	(注)3	可決	92.95
内田 裕子	36,543	41	0	(注)3	可決	92.95
里見 亮陞	36,537	47	0	(注)3	可決	92.94
唐池 恒二	36,541	43	0	(注)3	可決	92.95
第4号議案 監査役1名選任の件						
幸田 好和	36,551	33	0	(注)3	可決	92.97
第5号議案 取締役及び監査役の 報酬総額改定の件	36,529	55	0	(注)1	可決	92.92

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上